

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案） に対する市民意見の募集結果について

令和3年8月27日（金）から令和3年9月16日（木）までの21日間、下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）に関するパブリック・コメント（意見公募）を実施したところ、1名から6件のご意見をいただきました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

つきましては、お寄せいただいた意見の概要とこれに対する市の考え方を別紙により公表いたします。

お問い合わせ

下妻市 市民部 生活環境課 環境政策係

電話 0296-43-8234（直通）

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）に対する意見募集の結果と市の考え方について

No.	意見の概要	市の考え方	条例案の修正
1	<p>省エネルギーと再生可能エネルギーを普及するための条例を制定して下さい。</p> <p>①CO₂を削減し、省エネルギーと再生可能エネルギーを抜本的に拡大するとりくみは喫緊の課題となっています。</p> <p>②太陽光発電は再生可能エネルギーの一部です。省エネルギーと再生可能エネルギーを普及させるための基本となる条例を制定し、「適正な設置及び管理」の条項を規定するか、もしくは示された「条例（案）」のように個別条例を制定してはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり太陽光は再生可能エネルギー源の一部ですが、本条例を制定するに至った経緯は、固定価格買取制度が創設されて以降、市内で設置件数が増加している太陽光発電設備の設置と管理について一定の基準を設け、市が事業者に対して適正な設置と維持管理を助言・指導することにより、市民の安全と安心を確保することを目的としています。</p> <p>再生可能エネルギーの推進につきましては、2050年カーボンニュートラルを目指し、再生可能エネルギーの導入目標を定める「再生可能エネルギー導入計画」の策定を進めております。</p>	無
2	<p>基本条例の制定に時間を要するとすれば、「太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」は必要であると思います。</p>	<p>ご意見のとおり「太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」の制定を目指します。</p>	無
3	<p>太陽光以外の再生可能エネルギー、たとえば風力発電などはありませんかと想定しているのでしょうか。あり得るとすれば、今後個別の条例を制定するのでしょうか。</p>	<p>資源エネルギー庁が公表している再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報では、市内において太陽光以外で再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている事業者は、バイオマス発電の1件のみです。</p> <p>そのため、太陽光以外の再生可能エネルギーについての個別条例の制定は、現在のところ考えていません。</p>	無

4	<p>原状回復と設備の撤去・適正処分を確実に遂行させるための条文が必要ではないでしょうか。</p> <p>①事業の廃止手続きは第17条で規定している。同条第2項で「太陽光発電設備を撤去し、自らの責任において適正に処分しなければならない」とあるが、これが実施されない場合があることが懸念される。第4条3項で「撤去費用等の計画的積み立て」を事業者の責務としているが、実効性を担保するものはないのではないかと心配するのは。朽ちた空家が放置された状態になるようなことの心配です。</p> <p>②第17条第1項による廃止の届け出がないまま、設備を放置してしまう事業者も出現するのではないかと懸念がある。</p> <p>このような結果になることを防止する方策を条文化すべきではないか。なお、事業者を規制する条文はないと思われる。事業者の倒産や儲けるだけ儲けたら逃げってしまうような事業者も出るかもしれない。</p>	<p>令和4年4月1日に施行される改正再エネ特措法（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）により、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てが義務化されます。対象は10キロワット以上の太陽光発電設備で、毎月の買取費用から解体等積立金を控除することにより外部積立を行う方法が検討されています。また、一定の要件を満たす50キロワット以上の太陽光発電施設は内部積立が認められますが、毎年、内部積立金額を公表するなどの条件が付けられています。</p> <p>上位法により太陽光発電設備の適正な撤去・処分が担保されていますので、本条例による規定は必要ないと考えています。</p>	無
5	<p>第4条第4項の「太陽光発電設備が不要になったときは、速やかに、事業区域を原状に回復するよう努めなければならない。」は「回復しなければならない」にすべきではないでしょうか。</p>	<p>事業区域の原状回復については、事業区域として造成を行った状態のままのほうが跡地を再活用し易いことも考えられます。また、固定価格買取制度の調達期間が満了した後、地域の再エネ電力として利用できる可能性もあるため、努力義務として規定しています。</p>	無

6	<p>第17条第2項の「設備の撤去」および第4条第4項の「原状回復」の事業者からの報告と市の確認の手続きの条文が必要ではないでしょうか。</p> <p>①廃止の届出規定は、第17条第1項にあるが、同条第2項および第4条第4項にもとづく撤去等が完結した報告の規定がない。</p> <p>②条例にもとづき適正に実施されたかどうかを確認する必要があるが、その規定がない。</p> <p>③第20条第2項の「適切な措置を講ずるよう勧告することができる」には、第4条第4項及び第17条第2項は該当していない。</p>	<p>撤去完了報告書の届出及び現地確認の規定を設けることを検討します。</p>	有
---	---	---	---